



第53回（青少年訪鹿）

※写真は令和6年度のものです。

姉妹県青少年ふれあい事業

少年参加者 募集

開催日時：令和7年7月25日（金）～7月28日（月）鹿児島県
 募集期間：令和7年5月23日（金）～6月6日（金）必着
 対象者：岐阜県内の中学校、高等学校等に在籍する少年



本年度は岐阜県の
 青少年が鹿児島県を
 訪問する年です！
 あなたも是非参加して
 みませんか？

🏠 詳細は裏面をご覧ください



姉妹県青少年ふれあい事業の概要

姉妹県盟約を結んでいる鹿児島県青少年との交流や、双方の歴史・文化や自然の学習をとおり、人生に夢や目標を抱き、自分の行動や言動に責任を持ち、他者との協調性を備えた岐阜県の将来を担う健全な青少年のリーダーを育成することを目的として、昭和47年より「姉妹県青少年ふれあい事業」を実施しています。これまでに参加した岐阜県の青少年は、のべ1,740名となりました。

令和7年度は、岐阜県の青少年が鹿児島県を訪問し、鹿児島県の青少年とともに薩摩義士の顕彰、史跡訪問、意見交換などを行います。

- 主催：岐阜県・鹿児島県
- 参加者：岐阜県の青年と少年各10名程度、鹿児島県の青年と少年各10名程度
※少年は中学生、高校生です。
- 内容（予定）：鹿児島県庁訪問、史跡訪問、体験学習、グループ討議、野外活動等

応募資格

事業当日（令和7年7月25日（金）～7月28日（月））の全行程及び岐阜県が事前に行う研修会に参加できる者で、次の要件を満たす者

○少年

岐阜県内の中学校、義務教育学校（後期課程）、特別支援学校、高等学校に在籍し、事業参加後もその経験をいかして青少年団体活動、ボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者で、保護者の承諾が得られる者。

募集人数

少年 9名程度

※ただし、青年参加者の応募を優先します。

参加費

参加者一人あたり1万円

（宿泊費、行程中の移動に係る経費、食費等）
※参加者の居住地から集合・解散場所までの往復旅費（事前研修含む）は参加される方でご負担ください。

※事業中に参加者が体調不良等となった場合、それに係る一切の費用については参加者負担とします。

※事業が途中で中止となった場合、原則として参加者負担金の返金はありません。

応募方法

申込みにあたっては、「第53回 姉妹県青少年ふれあい事業（青少年受入）実施要項」をご覧のうえ、必要な書類を整え、下記あて先に郵送してください。

実施要項、参加申込書は、子ども・女性政策課のホームページ上にありますが、郵送をご希望の場合は、当課まで電話または、メールでご請求ください。

○子ども・女性政策課ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9345.html>



選考

参加者の決定： 応募者多数の場合は抽選により参加者を決定します。

選考結果： 6月中下旬頃に応募された方に結果を通知します。